

福祉課からのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

●児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。

手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者（祖父母等）の所得等により決定します。

※現在、児童扶養手当を受給している人は、**8月31日(月)**までに現況届を提出してください。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。

※現在、特別児童扶養手当を受給している人は、**9月11日(金)**までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件

および所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業について

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため6月以上の養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす人

・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある人

・養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人

・就業または育児と修業の両立が困難と認められる人

・過去に同一の給付金を受給していない人

対象となる資格

看護師・准看護師／保健師・助産師／介護福祉士／保育士／歯科衛生士／美容師／調理師など

給付金の支給期間および支給額

修業期間のうち、最長4年間支給

○高等職業訓練促進給付金(月額)

(1)町民税非課税世帯 10万円

(2)町民税課税世帯 7万5000円

※修業期間の最後の12カ月は、

(1)町民税非課税世帯 14万円

(2)町民税課税世帯 11万5000円

○修了支援給付金(修了後支給)

(1)町民税非課税世帯 5万円

(2)町民税課税世帯 2万5000円

給付金を受けるための手続き

高等職業訓練促進給付金を希望される人は、受験前に事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

問い合わせ

福祉課こども家庭班

☎0820(77)5508

認知症月間イベント

『すおうおおしま♡いきいきオレンジデイ』を開催します！

毎年9月は、認知症についての関心と理解を深める「認知症月間」です。

この月間にあわせて、認知症について楽しく学び、身近に考える「すおうおおしま♡いきいきオレンジデイ」を開催します。

この機会に、「認知症をわがこととして向き合い、備える」準備を始めてみませんか？みなさんのお越しをお待ちしています。

日時

9月18日(金)

午後1時～4時

場所 橘総合センター

●認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識や理解を持って、地域で認知症の人やその家族を応援する『認知症サポーター』を養成する講座を開催します。

●体験コーナー

認知症予防や介護予防に効果が期待できる様々なプログラムを体験できます。

・eスポーツ体験(太鼓の達人、スイカゲームなど)
・脳体力トレーニング『コグエボ』(認知機能をゲーム感覚でチェック)

●認知症カフェ『カフェ・デアゲノシヨウ えん』

正木内科医院で実施している「認知症カフェ」の出張開催です。

カフェ参加費 3000円

問い合わせ

介護保険課地域包括支援センター

☎0820(73)5506

